

西山公園イルミネーション設計・施工 プロポーザル審査委員会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、西山公園イルミネーション設置業務の工事等請負候補者の特定を公平かつ適正に実施するため「西山公園イルミネーション設計・施工プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員の任期等）

第 3 条 委員の任期は西山公園イルミネーション設置業務委託の工事等請負候補者の特定を行うまでの期間とする。

（委員長および副委員長）

第 4 条 委員長は、審査委員会の事務を所掌し、審査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、審査委員会の議長となり、議事を整理する。

（所掌事務）

第 6 条 審査委員会は、企画提案の審査を行い、最も優れた企画提案者を当該工事等請負候補者として特定する。

（審査基準）

第 7 条 前条の審査に関する審査基準および必要な事項は別に定める。

（責務）

第 8 条 審査委員は、企画提案の企画提案者に対して、何らかの助言を行ってはならない。

(秘密の保持)

第 9 条 審査委員は、審査内容について秘密を保持しなければならない。

(事務局)

第 10 条 審査委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。